

令和5年度 山口きらら博記念公園 移動手段（モビリティ）導入にかかる調査検討及び実証実験業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

県では、海に面した絶好のロケーション、広大な広場など、山口きらら博記念公園（以下「公園」という。）の高いポテンシャルを活かし、幅広い県民が集う「交流拠点」や、県外の人に訪れてもらう「集客拠点」となるよう、新たな利活用の検討や必要な施設整備を行うこととしており、新たな利活用の検討や施設整備においては、民間活力を導入することも想定しています。

本業務では、広大な園内や周辺施設をスムーズに移動・回遊できる新たな手段として、電動モビリティサービス等の導入にかかる検討を行うとともに、公園利用者を対象とした試乗会の実施やアンケート調査を実施し、モビリティサービスの評価や管理運営等における課題を把握することを目的としています。

本業務を適切に遂行するためには、専門的で高度な技術力が必要となることから、本業務においては、技術力や経験などを含めた総合的な能力を評価して受託者を特定するプロポーザル方式を採用することとし、その手続きについて必要な事項を定めます。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度 山口きらら博記念公園 移動手段（モビリティ）導入にかかる調査検討及び実証実験業務委託

(2) 業務場所

山口市阿知須 地内

(3) 業務内容

①計画準備

②モビリティサービス導入のための調査

③公園の今後のあり方を見据えたモビリティサービスの導入検討

④モビリティ実証実験の企画・実施

⑤モビリティサービスの評価・方向性の検討

⑥打合せ協議

⑦報告書作成

(4) 委託費の上限

20,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 履行期間

契約締結の翌日から令和6年3月29日までとする。

(6) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(7) 主たる部分

本業務における「主たる部分」は山口県業務委託共通仕様書第1128条第1項に示すとおりである。ただし、同共通仕様書第1128条第2項に規定する「軽微な部分」は除く。

(8) その他

本業務においては、参考見積書の提出を求め、予定価格に反映させる。

3 応募資格

3.1 応募主体の条件

この業務に応募できる事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- (1) モビリティに関する事業または実証実験を実施した実績のある法人または団体であること。
- (2) 単独、あるいは、複数の企業等が連携した応募主体（以下、「共同体」という）であること。
- (3) 応募主体が共同体の場合は、本業務の全体統括を行う代表団体を設置し、業務管理や山口県との窓口として、進捗などの報告を行うこと。代表団体は、山口県との委託契約における受託者として、契約責任を有する。また、法人格を有する民間事業者または団体であること。
- (4) 実証実験の実施は、応募主体（共同体の場合は代表団体）の責任で行うものとする。
- (5) 実証実験実施に当たり、提案者の責任において提案内容に必要な法令上の許可等を有すること。
- (6) 公募の日から審査結果通知日までの間のいずれの日においても、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (7) 公募の日から審査結果通知日までの間のいずれの日においても、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に規定する者でないこと。
- (8) 公募の日から審査結果通知日までの間のいずれの日においても、山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (11) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。
- (12) 業務管理責任者を選出すること。

3.2 代表団体（単独企業申請の場合は当該企業を指す）

代表団体は、自ら事業を実施するとともに、当該事業の運営管理、安全管理等を行う母体としての機関であり、また、山口県との委託契約における受託者として、契約責任を有する。したがって、代表団体は、以下の要件を満たすことが必要である。なお、事業実施期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、委託契約を取り消すことがあるので留意すること。

(資格要件)

- (1) 日本国内に拠点を有していること。
- (2) 法人格を有する民間事業者又は団体であり、地方公共団体、法人格を有しない任意団体等（ただし、有限責任事業組合（LLP）を除く）ではないこと。
- (3) 山口県および参加団体との委託契約を締結できること。また、複数の企業等が連携した応募主体（共同体）である場合は、参加団体との委託契約を締結できること（注1）。
- (4) 代表団体としての業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための人員等の体制が整備されていること。
- (5) 過去に法令違反などの業務遂行上の事象が発生していないこと。
- (6) 代表団体は、業務責任者、連絡担当者及び業務従事者を定め、契約締結後速やかに県へ報告すること。原則として、履行期間を通じ、業務遂行における体制の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、県に申し出ること。

（注1）代表団体と参加団体が締結する委託契約においても、山口県との委託契約に準拠していただきます。

4 実証実験にかかる条件

4. 1 実施条件

- (1) 実施期間：令和5年10月1日(日)～令和5年12月27日(水)
- (2) 実施場所：山口きらら博記念公園及びその周辺（JR阿知須駅等）
- (3) 実施規模：一人乗用と複数乗用のモビリティを準備すること。
- (4) 運営期間：1～2週間程度運営すること

4. 2 公園の利用条件

- (1) 開門時間：午前7時（駐車場開錠）
- (2) 閉門時間：午後10時30分(駐車場施錠)
- (3) 天候の激変や突発的な危機事象が発生した場合には、公園管理者の指示により行動してください。
- (4) 電気の利用やモビリティの保管については、公園管理者と協議の上決定します。
- (5) モビリティは芝生内には侵入できません、それ以外の場所は通行(徐行)、駐車できます。
- (6) その他不明な点がありましたら、以下までお問合せください。

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

山口県土木建築部山口きらら博記念公園交流拠点化推進室（担当：石田、藤井）

TEL : 083-933-3732

FAX : 083-933-3749

E-mail : a184002@pref.yamaguchi.lg.jp

5 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおりとする。

令和5年8月17日(木)	質問書の提出期限
8月22日(火)	参加表明書の提出期限
8月29日(火)	企画提案書の提出期限
8月下旬頃	審査結果の通知
9月上旬頃	委託契約の締結

6 手続き等

本業務に関する事項は、以下のとおりとする。

(1) 担当部局 (提出先)

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

山口県土木建築部山口きらら博記念公園交流拠点化推進室 (担当: 石田、藤井)

TEL : 083-933-3732

FAX : 083-933-3749

E-mail : a184002@pref.yamaguchi.lg.jp

(2) 提出方法

書面又は電子媒体 (CD-R または DVD) を持参あるいは郵送 (書留郵便等の配達記録が残るものに限る)、又は FAX (受信について電話で確認すること)

(3) 関係資料の配布

以下に示す関係資料については、山口県土木建築部山口きらら博記念公園交流拠点化推進室のホームページに掲載するので、該当のページからダウンロードすること。

- ①令和5年度 山口きらら博記念公園 移動手段 (モビリティ) 導入にかかる調査検討及び実証実験業務委託 プロポーザル実施要領
- ②令和5年度 山口きらら博記念公園 移動手段 (モビリティ) 導入にかかる調査検討及び実証実験業務委託 プロポーザル仕様書
- ③参加表明書【様式1】
- ④企画提案書
 - ・企画提案資料【様式2-1～2-3】
 - ・業務実績【様式3】

6. 1 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和5年8月22日(火) 午後4時まで (必着)

(2) 提出書類

参加表明書【様式1】

6. 2 企画提案書等の提出

(1) 「令和5年度 山口きらら博記念公園 移動手段（モビリティ）導入にかかる調査検討及び実証実験業務 プロポーザル仕様書（以下「仕様書」と記す。）」に基づく企画提案として、以下の内容を簡潔にまとめ、企画提案提出書【様式2-1】に添えて提出してください。

①実施方針【様式2-2】

- ・業務の目的
- ・具体的な調査検討の内容
※仕様書に記載した業務内容について、具体的に記述してください。
- ・具体的な実証実験の内容
※仕様書に記載した実証実験について、具体的に記述してください。

②実施フロー・工程計画【様式2-2】

- ・本業務の実施手順を示すフロー及び工程計画を記述してください。

③実施体制【様式2-2】

- ・本業務の実施体制を記述してください。
※配置する担当者の氏名、実績、役割等を適宜記載してください。

④山口きらら博記念公園の交流拠点化に向けた交通アクセスに関する短期的（2, 3年）な調査検討方針【様式2-3】

- ・都市公園内での活用をイメージしたモビリティ利用の方向性
※現地の状況を踏まえ、想定される公園利用者の動線、ゾーニング等をイメージした上で、どのようなモビリティ利用の可能性があるのかを説明してください。ゾーニング等について詳細な提案を求めるものではありません。
- ・周辺施設とのアクセス向上に向けた今後2, 3年間の取り組むべき内容
※現地の状況や必要な検討項目を説明した上で、各年度に取り組むべき検討・実証実験内容、業務費等の概略を示してください。
※各年度の業務費は、初年度と同等かそれ以下の額としてください。

⑤その他【様式2-3】

- ・「山口きらら博記念公園」の特徴を踏まえた工夫・提案
※特に評価できるものがあれば、審査において加点します。

⑥業務実績【様式3】

- ・移動手段（モビリティ等）の事業または実証実験に類似する業務の実績
※公園や道路などの屋外空間で、一般県民等を対象に行った取組を挙げてください。
※実績を証明する資料（契約書、仕様書の写し等）を添付してください。

(2) 提案内容を説明するため、必要に応じて図面、イラスト、写真等を挿入してください。ただし、詳細な図面を求めるものではありません。

(3) 可能な限り内容を簡潔にまとめてください。

- (4) 原則としてA4判・タテ型・左綴じ・片面印刷とします。
ただし、必要によりA3判の用紙を挿入することも可とします。その際はヨコ型・左綴じ・片面印刷としてください。
- (5) 表紙及び目次を添付し、ページ番号を記載してください。
- (6) 企画提案は1者1提案とし、提出後の訂正及び差し替えは認めません。
- (7) 提出期限
令和5年8月29日(火)午後4時まで(必着)
- (8) 提出書類
以下の書類について、通し番号及び全ページ数がわかるように提出書類に付して提出すること(【例】1/〇〇~〇〇/〇〇等)。
・【様式2-1~2-3】及び「8(3)企画提案書内容の留意事項」に示すその他根拠資料
・【様式3】実績等を確認するために必要となる証明書等を別に添付すること。
- (9) 提出部数
各1部
- (10) 提出方法
書面及び電子媒体(CD-RまたはDVD)を持参あるいは郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)。

6. 3 参考見積書(内訳書含む)【様式自由】

本要項2に示す委託業務の概要を踏まえて、業務実施に必要な経費を算出した見積書(様式自由)を1部提出してください。

- ・参考見積書は、提示した業務内容と大きくかけ離れていないことを確認するために用いる。
- ・参考見積書の業務価格(税抜き)は千円単位とすること。
- ・参考見積書は、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。また、別途、消費税及び地方消費税の額を記載すること。

6. 4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和5年8月17日(木)午後4時まで(必着)
- (2) 提出場所 6(1)に同じ
- (3) 提出方法
メール送信(質問書のデータファイルをメール添付し、電話等による受信確認を行うこと。)、持参、FAX送信又は郵便(簡易書留等配達記録が残る方法によること。期限までに必着。)により提出することができる。ただし、軽微な内容の質問等については、この限りではない。
- (4) 回答方法
令和5年8月21日(月)までに山口県土木建築部山口きらら博記念公園交流拠点化推進室のホームページに掲載する。

※質問書の様式は、下記ページからダウンロードすること。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/shinsei/youshiki.html>

※質問及び回答について、原則、口頭による個別対応は行わない。

6. 5 最優秀提案者の特定

企画提案書は、「7 企画提案書の評価基準」に基づいて「9 審査委員会」が審査し、最高得点者を最優秀提案者として特定する。

6. 6 審査結果の通知

審査結果は、参加者全員に対して通知する。

なお、審査結果に係る説明は行わない。

6. 7 随意契約に係る見積書の徴収

審査委員会が特定した最優秀提案者を当該業務に係る随意契約の見積書の徴収の相手方とする。ただし、最優秀提案者に事故等があり、見積書の徴収が不可能となった場合等においては、次点のものを見積書の徴収の相手方とする。

6. 8 契約相手方の決定方法

- (1) 契約担当者は、6. 7の見積書により、予定価格の制限の範囲内で契約を締結する。
- (2) 最優秀提案者が2人以上あるときは、当該者から見積書を徴収し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積をした者を契約の相手方とする。
- (3) 前項の規定により最低の価格をもって見積をした者が2人以上あるときは、書面によるくじにより契約相手方を決定する。書面によるくじを実施する場合は、対象者に場所及び日時を別途通知する。
- (4) 辞退届の提出

参加表明書提出後、6. 7の見積書を提出するまでの間であれば辞退はいつでも可能である。なお、辞退を行う場合には、【様式4】を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）により提出することとする。提出場所は6（1）に同じ。

※6. 7の見積書を提出後、辞退する場合は、辞退した者に対して指名停止の措置を行う場合がある。

7 企画提案書の評価基準

(1) 企画提案書の評価項目、評価基準及び項目別配点は、以下のとおりである。

評価項目	評価の着眼点		配点	配点の考え方	
		判断基準			
実施方針・実施フロー及び工程計画・実施体制	実施方針	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する	30	30	理解度が高い
				20	おおむね理解している
				10	理解度が低い
				0	全く理解していない
	工程計画及び実施フロー	業務実施手順を示す実施フロー・工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する	20	20	業務内容に沿った実施フロー・工程計画になっており妥当性が高い
				10	実施フロー・工程計画が妥当である。
				0	実施フロー・工程計画の妥当性が低い
	実施体制	十分な実施体制が確保されている場合に優位に評価する	10	10	実施体制が十分確保されている
				5	実施体制が確保されている
0				実施体制が確保されていない	
アクセス向上に向けた検討方針	的確性	提案内容に説得力があり、提案内容を裏付ける類似事例などが明示されている場合に優位に評価する。	20	20	的確性が高い
				10	的確性がある
				0	的確性がない
	その他	その他、評価できる点がある場合に加点する。	10	10	特に評価できる点がある
				5	評価できる点がある
				0	評価できる点はない
技術力	業務実績	類似業務の実績がある場合に優位に評価する	10	10	・類似業務の実績がある
				0	・類似業務の実績がない
合計			100		

(2) 提案内容に基づく業務の実施

企画提案について、採用した提案内容を契約書特約事項とするとともに、業務計画書に明記し、その内容を適切に履行するものとする。

8 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書作成上の基本事項

本プロポーザルは、「令和5年度 山口きらら博記念公園 移動手段（モビリティ）導入にかかる調査検討及び実証実験業務委託」における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本実施要領において記載された事項以外の内容を含む企画提案書、又は本実施要領及び別添の書式に示された条件に適合しない企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。また、「3 応募資格」を満たさない者の企画提案書は無効とする。

(2) 企画提案書の作成方法

企画提案書の様式は別紙（様式2-1～2-3、A4版）に示されるとおりとする。

なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(3) 企画提案書内容の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
業務の実施方針、実施フロー、工程計画、実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 業務の実施方針、実施フロー、工程計画、実施体制について簡潔に記載する 本業務は土木技術の知識だけでなくモビリティの知識が必要となるなど、内容が多岐にわたることから、十分な業務実施体制の確保が必要であり、その体制が確認できるよう記載する 記載様式は様式2-2とし、A4版3枚に記載する 提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名、個人名等）を記載してはならない
アクセス向上に向けた検討方針、その他	<ul style="list-style-type: none"> アクセス向上に向けた検討方針にかかる取り組み方法を具体的に記載する 記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ない。本件のために作成したCGや詳細図面等を用いてもよい。 提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名、個人名等）を記載してはならない 記載様式は様式2-3とし、A4版1枚以内に記載する。
その他根拠資料	<ul style="list-style-type: none"> 提出された資料は、評価の際の補足資料として使用するただし、提出された補足資料は、契約書特約事項としない。 資料については、根拠となる箇所についてアンダーライン等で明示する。この処理を施していない場合、出典を明示していない場合等、企画提案の根拠資料として不明確と判断した場合は、評価する際の補足資料として取り扱わない場合がある

9 審査委員会

審査は、提出書類について行う。

審査委員会の構成は以下のとおりとする。

所属・職名	備考
土木建築部 山口きらら博記念公園交流拠点化推進室 室次長	委員長
土木建築部 山口きらら博記念公園交流拠点化推進室 主幹	委員
土木建築部 山口きらら博記念公園交流拠点化推進室 主査	委員
土木建築部 都市計画課 調整班 班長	委員
土木建築部 都市計画課 街路公園班 グループリーダー	委員

10 失格

下記のいずれかに該当する場合には、失格するとともに、指名停止の措置を行うことがある。

- (1) 審査委員会に直接的、間接的に問わず連絡を求めた場合
- (2) 審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合
- (3) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

11 その他

- (1) 関係資料に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関係資料に虚偽の記載をした場合には、関係資料を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。また、提出された関係資料が下記のいずれかに該当する場合には、原則としてその関係資料を無効とする。
 - ・提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
 - ・実施要領に指定された項目に適合しない場合
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - ・許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合
 - ・内容がほとんど記載されておらず、提案内容が判断できない場合
 - ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容の場合
 - ・企画提案書の中に矛盾等があり、整合性が図られていない場合
 - ・その他未提出又は不備がある場合
 - ・業務内容に対して参考見積が大きく乖離している又は不適切な場合
 - ・参考見積の金額（消費税及び地方消費税を含む）が2（4）に示した金額を超える場合
- (3) 関係資料の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された関係資料は返却しない。
- (5) 関係資料の提出後において、原則として関係資料に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載した業務管理責任者は、原則として変更できない。但し、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であるとの発注者の了解を得なければならない。